

第十三回
參議院大蔵委員會會議錄第六十四号

昭和二十七年六月十日(火曜日)午前十一時五十六分開会

出席者は左の通り。

三

二

大矢半次郎君
木内 四郎君

- 本日の会議に付した事件
- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 連合委員会開会の件
- 外資に関する法律の一部を改正する

○黒田英雄君 基金で、アメリカの合衆国のドルで払つて、いるようなものはいいのですがね、日本の通貨でやつた場合、何割かは日本通貨でやるというのですね。そういうのは日本の通貨は何ですか、日本の日本銀行に保有するようになるのですか、どうなんですか。

基金に入ることによって、何らかの
国際的に日本の信用というものがそれ
で確保されるという点は認められると
思うのですけれども、何らか非常に何
かしいことがあるのか、漠然として考
えられておるのですが、具体的に大蔵
省としてはどういうことを考えておる
か、こうとうようなものに加入をして
て……。その点を先ず伺いたい。

○政府委員(石田正道) 国際通貨基金は
及び国際復興開発銀行へ加入いたしま
すことになつて、別段政府といたしま
せん

考えておるわけでありまち、そこで開業銀行の構想につきまして、これは本当に完璧なものであるかどうかということを議論すれば、これはなかなか切ないお話だと思うのであります。併しながら各国がそれ／＼この通貨関係におきまして、特に為替の問題についてお互いに協調して勝手なことはしない、お互いにそれ／＼の特殊事情というものは認め合はれども、併し大きく言つて、国際経済が円滑に動く、こういう大きな意義があると思うのであります。これは併し改善を要す

○本日の会議に付した事件
○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
（内閣提出、衆議院送付）
○連合委員会開会の件
○外資に関する法律の一部を改正する法律案に関する件

○委員長（平沼鶴太郎君） それでは第六十三回の大蔵委員会を開会いたします。

○黒田英雄君 ちよつとお尋ねしますが、この第二条の、「本邦通貨の金額が九百億円に相当する」云々ということですが、これは二万五千ドルが今日の三百六十円で換算して九百億円ということでしょうが、これは今日、今加明として出すときには、これでいいが、将来為替のレートが変更したような場合には、これは変るのですか、変わらんですか。こうなつておればこれでいいのですか。

○政府委員（石田正君） これはこの法律の施行の日におけるところの一応為替相場で換算して、そうして契約をされるのでござりますから、従いまして将来為替相場が変更いたしました場合には、変つて来るといふことが予想されることは變つて来るといふことが予想されるのです。

○黒田英雄君 基金で、アメリカの合衆国のドルで払つているようなものはいいのですがね、日本の通貨でやつた場合、何割かは日本通貨でやるというのですね。そういうのは日本の通貨は何ですか、日本の日本銀行に保有するようになるのですか、どうなんですか。

○政府委員(石田正君) この日本通貨分につきましては、現金払の僅かな金額と、それから国債を発行する場合と二つあるわけでございますが、現金払のほうは国際通貨基金の名前で勘定が日本の銀行に設けられます。それから國債を発行いたしました場合におきましては、その国債は国際通貨基金なり、或いは国際復興開発銀行政なりに附属するものでございまして、それが日本銀行に寄託されておられる、こういう形に相成るわけでござります。

○黒田英雄君 それを送金するといふようなことはないわけでござりますね。

○政府委員(石田正君) そういうことは一応予想いたしておりませんです。

○木村龍八郎君 ちよつとお聞きしますが、この通貨基金に加入に当つて一体大蔵省はどういう程度のことを考えられておるのですか、加入するおつもりなんですか、どの程度のことが、具体的に例えればプラス面はどういう面がプラスになるか、それからマイナス面についてはどういう面がマイナスになるか、その点具体的に一般には何か通貨

基金に入ることによつて、何らか一歩
国際的に日本の信用というものがそれ
で確保されるという点は認められる
かいいことがあるのか、漠然として考
えられておるのですが、具体的に大蔵
省としてはどういうことを考えてお
か、こういうようなものに加入をし
て……。その点を先ず伺いたい。

○政府委員(石田正道) 国際通貨基金会
及び国際復興開発銀行へ加入いたしま
すにつきまして、別段政府といたしま
して、今もお話をありましたよな、
いい点はこういう点である、悪い点は
こういう点であるということを、別途
開議決定をいたしたわけでもござい
ません。それから大蔵省におきましては
決議をいたしておりますというわけでござ
いません。従いまして、これからは上
げますることは、そういう意味のな
的なもので或いはないかも知れませ
んが、一応考えられておりまするごと
つきまして、お話を申上げたいと思ふ
ます。根本的な問題といたしましては、
日本という国は国際経済の中にお
いて、その交流の中に入つて生きて行
なければならぬ国だということはや
本的に考えられなければならぬこと
うであります。そういう場合にお
まして、各國が自分勝手なことをや
ておる、自分の国に都合のいいこと
やつておるということであつては、
れは困る。やはり国際経済といふも
のはお互に協調して行くという上に
いて成立つものであろうというふう

考えておるわけではありません。そこで開発銀行の構想につきまして、これは本当に完璧なものであるかどうかということを議論すれば、これはなかなか切
りのないお話だと思うであります。
併しながら各国がそれ／＼この通貨関係におきまして、特に為替の問題につきましてお互いに協調して勝手なことはしない、お互いにそれ／＼の特殊事情というものは認め合はれども、併し大きく言つて国際経済が円滑に動く、こういう大きな意義があると思うのであります。これは併し改善を要する点はあるうかと思ひますが、そういう機運に各国がなるということ、それからそういうことが減少するといふことは、これは結構なことではないかと思うふうに考えております。そこで日本といたしましては、当然そういう機構に入つて行くということが日本の大きな国に合致するということが、これが先ず第一点に考えられます。それから具体的な問題としてどうであろうか、いい点はどうある、悪い点はどうあるかということをございますが、この点につきましては、国際通貨基金のほうは御承知の通りに各国がその為替相場を維持し、又国際收支というものを調整して行きます上におきまして、一時的に、短期的に困つた事態が起りました場合には、その資力を供与します。従つて、何とかしてそのところをカバーさせて行きたい。そういうことによりまして世界経済に影響を与えるようになります。従つてイスラム教徒に云ふところによると、世界は神の手で運営されているのです。

とを阻止したいということが根本であろう。それから国際復興開発銀行のほうは、そういう短期的なものではなく、うは、これは必要なことであるうどいうふうに考えておるのであります。それ各國におきまするところの何と申しますか、経済構造と申しますか、そういうものの間において不均衡がある。極端なことを簡単に申上げますれば、先進国、後進国というものがある。この後進国の地位というものを上げることによりまして、そうして国際経済といふものの中味なり、幅なりを大きくし、よくして行こうと、こういうのが理想でございます。そこで日本がこの二つの機関に入りました場合に、幸いにして日本の国際収支というものは、戦後援助等によりまして、どうやら推移して來たわけであります。又この独立を迎えるに当りまして、この一年間立つておられるのは援助がなくしても国際収支は均衡を保つ、保つどころか、むしろ過剰ができるような結構な状態で推移しておられるのでありますが、併し国際間に處して行きまする上におきまして、どういうことが将来起るかということとは予測すべからざるものがあるわけでございます。これから日本が国際経済に處して行きまする上におきまして、将来不測な事態が起り、困る事態が起つたという場合には、その援助を求め得るような途があけてあるということは必要なことであらうかと思うのであります。国際通貨基金へ加盟するところの端的な利益というのは、今すぐ金を借りよう、資金を得ようといふわけではありません。そういう困った事態が起つた場合に借りられる、頗りになるものが一つあるということは、これは必要なことであらうというふうに考えておるのであります。それ

から国際通貨基金に関連いたしましたて、では入ったために工合が悪い点があるかと、先ほど申しましたところと関連いたすのですが、勝手なことはできないということであろうと思うのであります。これはその中で大きな面が一つあるうかと思います。一つは為替相場の変更についての制約がある。この点につきましては、過日小林委員から御質問がありまして、その制約の程度というものについては、お話し申上げたつもりであります。それから為替管理の点がござりまするが、この点につきましても、これは為替管理を撤廃いたすということを理想としております。その点において日本が将来の為替管理をやつて行きまする上において、やはりこの国際通貨基金といふものに話ををして行かなければならない。その制約が起つて来るでありますと、これが考えられるわけでございます。そういう点が工合が悪いであろうところの直接のものとして考えられますと、大局部的に考えますと、日本がそういう制約を受けることは、ほかの国が制約を受けているところで、制約を受けるということは非常に輒のようく感ずるけれども、それは輒と感ずるよりもむしろ一つの枠というか、国際経済を動かしていく上において、こういうことが適当であろうという、一つの規則だというふうに考えるべきものであると考えております。そういたしますならば、その制限といふものは、勝手のことができないという意味においては制限でありますけれども、併し国際経済がうまく動いて行く上においては必要な規則であるというふうに考えるならば、これは当然そういう規則を守つ

て行くべきではないかというふうに考
えるのであります。
それから次に国際復興開発銀行のほ
うの関係でござりますが、国際復興開
発銀行に加盟いたしましたためには、特
段の日本が制約をこうむるということは
私どもはないと思つております。わ
しろこれは日本がこの機関を通して、
借金をすることが適當であるかどうか
か、借金をすることができるかどうかと
い、こういう問題であろうかと思うの
であります。日本が若し借金するとして、
そうちして或る特定の目的のために
低利な長期資金を使つて、そうちして日
本経済の将来の改善される基礎を開く
ならば、これは結構なことではないだ
ろうか。但しこれは資金力に限度があ
ることであります、ほかの国も借りた
いという希望も多いわけでありますか
ら、どの程度まで借りられるかとい
うことを今きめてかかることもできませ
んし、又こちらだけできめてかかつて
も、それは一つの胸算用に過ぎないの
で、どれだけ借りられるかという問題
であらうと思うのであります。そういう
性質のものである。これも先ほど申
しましたように、日本の為替資金のい
いときに入つたほうがいいのではないか
かと、かように考えておる次第であります。

す。併しながら私は入るのが悪いといふわけではない。十分そういう問題点を把握しておく必要があるのではないかと思うのです。これに入れば何かいいことがあるんだ、そういうような気持で入るんでは、これはとんでもない話なんであつて、実はこれへ入るについては相当大きな問題があると思うのです。入ることについて、さつきマイナス面とすることもありましたけれども、相當日本の今後の経済政策がそれで制約されるわけです。自由に為替を変更できない、一割以内に限つては変更できますが、それ以上できないということになる、これはイギリスのほうでもちよつと問題になりましたけれども、いわゆる雇用政策でも、その他の政策でも、その国が自由にやることができない、こういう問題があると思うのです。そこで一番何といつても問題になるのは為替レートの問題だと思う。この為替レートは一体これから協定するのかどうかですね、どういうふうにきまるのか、この三百六十円でのままきまるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

「ことにつきましては、私は三百六円を基準とするところの平価、これについて国際通貨基金は別に異存はない。であろうと思う、一応そういうふう考へております。但しこの点は先ほ申しましたように筋道を通す問題でありますから、今の段階におきまし、相手方を必ずこうであろうと判断いたすことは時期の点におきまし、これは尙早ではないか、かようにえます。

木村禪八郎君 そうしますと、為替価は今後きめられる、それを日本の政府としては三百六十円を変える意思ない」という御答弁、併しある説のよう通貨基金で一番問題になつたのは平局の問題、為替平価の問題です、煎じぬればですね。そこでケインズとホイトの論争があつたわけです。それこの国際復興開発銀行といふものは最初予定されていなかつた、御承知のうに……。最初は国際通貨基金といふものが問題になつて、そうしてどう変更を大幅に認めない代りに、国際開発銀行といふものを設けて、そししてそこに投資して、そこが常に入にならないようにその国を開発銀行調整する、そこで為替平価をきめ、一体大幅に為替の変更を認めないつの代價として国際開発銀行を設け、これは私は疑ひないと思う。結局、ワイトとケインズの論争の第一点ははここにあつたと思う。国際復興開銀行といふもの設けて妥協ができる、こういうふうに我々承知しておる、です。そこで単に国際開発銀行とい

うものは単に未開発国を開発するとい
うだけでできているのではなくて、こ
の国際通貨基金と密接不可分な関係が
あるわけです。それは結局この為替平
価にやはり問題がある、為替平価のき
め方。それで当初不用意に平価をきめ
て、あとほんぐで平価の変更を余儀
なくされた、その後の経過を見ます
と……。そこでこの為替平価をきめる
に当つてはよほど慎重な態度をとらな
ければならん、そういう意味でこの三
百六十円という、今、日本が対米為替
相場をきめておるから、それで漫然と
入る、それで為替平価をきめて行くん
だ、こういうのでは私は頼りないん
で、又仮に三百六十円で為替平価をき
めるとしても、そこに将来これを維持
し得る自信があるかないかについては、
相当私は検討すべきものだと思つた。
だ今臨時に朝鮮動乱、或いは特需、
或いはアメリカ軍、外国人の国内消費
等で外貨がちょっとたまつておるか
ら、日本の外貨ボジションがいいんだ
から、三百六十円を維持できるんだ、
こんな漠然たる考え方で、やはり三百六
十円に為替平価をきめるという、日本
政府がそういう考え方であるということ
についてはもつと慎重に考えるべきだ
と思つたのです。為替平価の問題につい
て、私は國開銀に加入する、或
いは國際通貨基金に加入する場合に一
番の問題点は、この為替平価の問題で
す、何と言つてもですね。これがきま
つてしまつてあとで日本の経済政策に
ついて自主性がなくなるということに
なつたのは困るから、よほど慎重に
考えて頂きたい。それで今現在いわゆ
る購買力平価はどのくらいですか、対
米で……。幾らぐらいと大蔵省は見て

おられますか。

【委員長退席、理事 大矢半次郎君

委員長席に着く】

○政府委員(石田正君) 今お話を中で
国際通貨基金といふものを作るときに
相当問題があつたから、そこでイギリ
ス側の主張に基いて復興開発銀行がで
きたのではないか、これはいささか私

たちと見方が違つておるのではないか
と思うのであります。御承知の通りに
国際通貨基金ができます場合に英米
間ににおいて考え方が違つておつた、そ
れは事実だらうと思います。そこでそ
の妥協といふものをどこに求められた
かというと、三十二億五千万ドルとい
うような見方は、平価を対象とした
ものだと思ひますが、因縁から見まし
て、平価を中心にしてこの二つの機関
は、イギリス側ではなくて、アメリカ
側の構想があつたと思うのです。大体
うものが、これは特に後者につきまして
は、イギリス側ではなくて、アメリカ
側の構想があつたというのを当然であ
ると思うのです。何故ならば、これは
その当時におきまして、資金的に他国
を援助するような地位にあつたとい
うものは、これはイギリスよりもむしろ
アメリカである、これはその後の経過
を理解するよろしくお調べになるとわかる
のです。この国際通貨基金がきました当初に
おけるところの平価、これは戦争を経
由しておりますところの終戦直後にお
きまして、この当初の開発銀行におき
ましては、為替平価といふものが昔の
ままを踏襲して行われたわけでありま
す。従いまして、それがその後の情勢
に応じて何らかの調整が必要であるう
ことは、これは仁三郎君だと思います。これは一番よ
く具体的に、あの経過を系統的、理論
的に研究しております。又大内兵衛先
生も研究しておられます。これはやはり國
際開発銀行といふのは、どういうふう
な経過になつて出て来てるか。金平
価の問題に現在行われておるところの平
価を調整せざるを得ない、そういう事
におきまして実証されておるわけであ
ります。要するにこれは短期の為替資金の
移動なり、或いは短期の為替相場とい
うものを成るべく激動しないようにし
たい、これが国際通貨基金の目的であ
ります。要するに貿易とか、或いは
短期の経常取引というものを行なつて
おるところの共同利害にマッチするゆ
えんである、こういうところに国際通
貨基金のあれがあるだろうと思いま
す。併し短期の国際的なこのファンク
ションといふものが仮にうまく行くと
いたしましても、根本的なことによつ

て経済構造が違うとうまく行かないの
ではないか、結局強いものは強くなり
放しである、弱いものはます／＼弱
くなり放しであるというところにこ
の国際復興開発銀行というものの設立
された趣旨があると思います。国際通
貨基金といい、国際復興開発銀行と言
い、これは両方とも意味が同じもので
あるうと思うのであります。御承知の通りに
あらうと思うのであります。兩者を
たらと見方が違つておるのではないか
と思うのであります。御承知の通りに
国際通貨基金ができます場合に英米
間ににおいて考え方が違つておつた、そ
れは事実だらうと思います。そこでそ
の妥協といふものをどこに求められた
かというと、三十二億五千万ドルとい
うような見方は、平価を対象とした
ものだと思ひますが、因縁から見まし
て、平価を中心にしてこの二つの機関
は、イギリス側ではなくて、アメリカ
側の構想があつたと思うのです。大体
うものが、これは特に後者につきまして
は、イギリス側ではなくて、アメリカ
側の構想があつたといふのを当然であ
ると思うのです。何故ならば、これは
その当時におきまして、資金的に他国
を援助するような地位にあつたとい
うものは、これはイギリスよりもむしろ
アメリカである、これはその後の経過
を理解するよろしくお調べになるとわかる
のです。この国際通貨基金がきました当初に
おけるところの平価、これは戦争を経
由しておりますところの終戦直後にお
きまして、この当初の開発銀行におき
ましては、為替平価といふものが昔の
ままを踏襲して行われたわけでありま
す。従いまして、それがその後の情勢
に応じて何らかの調整が必要であるう
ことは、これは仁三郎君だと思います。これは一番よ
く具体的に、あの経過を系統的、理論
的に研究しております。又大内兵衛先
生も研究しておられます。これはやはり國
際開発銀行といふのは、どういうふう
な経過になつて出て来てるか。金平
価の問題に現在行われておるところの平
価を調整せざるを得ない、そういう事
におきまして実証されておるわけであ
ります。要するにこれは短期の為替資金の
移動なり、或いは短期の為替相場とい
うものを成るべく激動しないようにし
たい、これが国際通貨基金の目的であ
ります。要するに貿易とか、或いは
短期の経常取引というものを行なつて
おるところの共同利害にマッチするゆ
えんである、こういうところに国際通
貨基金のあれがあるだろうと思いま
す。併し短期の国際的なこのファンク
ションといふものが仮にうまく行くと
いたしましても、根本的なことによつ

て非常に混乱しておる状態の中にお
いて行われたものにつきましては、そ
れを今度は借りられないということに
なると非常に自主性がなくなる、平易
に、自由に借りられるようになります。そ
れと対立して、並行して行くと自由に
借りられる点をうまく調整する意味
で、それでまあ国際開発銀行といふも
のを設けて、それで若し無理に為替平
価は変更しなければならんというの
ではなくて、とにかく今この相場の、すぐ終戦直後あ
るやつて参りました結果として、そこ
に出て来たところの相場でござい
まして、その相場の、すぐ終戦直後あ
るような大きな借款、そういうことに
よつて妥協されたと思うのです。大体
国際通貨基金と国際復興開発銀行とい
うもの、これは特に後者につきまして
は、イギリス側ではなくて、アメリカ
側の構想があつたと思うのです。大体
うものが、これは特に後者につきまして
は、イギリス側ではなくて、アメリカ
側の構想があつたといふのを当然であ
ると思うのです。何故ならば、これは
その当時におきまして、資金的に他国
を援助するような地位にあつたとい
うものは、これはイギリスよりもむしろ
アメリカである、これはその後の経過
を理解するよろしくお調べになるとわかる
のです。この国際通貨基金がきました当初に
おけるところの平価、これは戦争を経
由しておりますところの終戦直後にお
きまして、この当初の開発銀行におき
ましては、為替平価といふものが昔の
ままを踏襲して行われたわけでありま
す。従いまして、それがその後の情勢
に応じて何らかの調整が必要であるう
ことは、これは仁三郎君だと思います。これは一番よ
く具体的に、あの経過を系統的、理論
的に研究しております。又大内兵衛先
生も研究しておられます。これはやはり國
際開発銀行といふのは、どういうふう
な経過になつて出て来てるか。金平
価の問題に現在行われておるところの平
価を調整せざるを得ない、そういう事
におきまして実証されておるわけであ
ります。要するにこれは短期の為替資金の
移動なり、或いは短期の為替相場とい
うものを成るべく激動しないようにし
たい、これが国際通貨基金の目的であ
ります。要するに貿易とか、或いは
短期の経常取引というものを行なつて
おるところの共同利害にマッチするゆ
えんである、こういうところに国際通
貨基金のあれがあるだろうと思いま
す。併し短期の国際的なこのファンク
ションといふものが仮にうまく行くと
いたしましても、根本的なことによつ

す。そこでもつと自主的に考える必要がある、そこでまあ基金に入るにしても、一%から一〇%の幅について、これはもつと拡げるという意見もあるのです。これは入った場合、日本としてはただそつと入れてもらつたのだから、有難いので黙つておるのか、それともこの国際通貨基金については、或いは国際開発銀行については、もつとこれが活潑に、ファンクションするよう積極的に意見を述べるとか、何とかするとか、或いは又の為替平価のきめ方について、いろいろ又意見を持つて入るのでですか。それから又もう一つ取引相場の問題ですね。取引相場については、今一%以内にきまつておるわけです。これをいわゆる一〇%に拡げるという意見もあるのです。これだと日本政府としては、どういうふうに考えるのか、やっぱり拡げたほうがいいのじやないかと私は思う。取引相場については意見を言うに考えておるか、そういう点についても伺いたいのです。

んと思うのであります。日本政府がかと
その国といろ／＼な取引をいたします。
場合におきまして、どんなものになつて
てしまうのかわけがわからんのじや、
何らの安定感がなくしてわからん。そ
うはうが大局的においていいのか、或
いは或る程度の安定感を持つたはうが
いいのかということは問題じやないか
と思うのであります。それから一%の
お話をございました。これは又一つの
見方であるうと思うであります。私
は、私見に直るかも知れませんが、国
際通貨基金といふものの、先ほどちよ
つと触れたのであります。これは又一つの
基金の今の現在の協定そのものが一番
いいとか、理想的であるとかといふよ
うなことは、必ずしもないのでないで
す。率直なことを申上まれば、まあ
まあというところですね、ものによ
ると、今の現在の下においてはベスト
になつてゐるかと思うのであります。
なぜかと申しますと、先ほどから御指
摘がありましたよな、いろ／＼な国
の、違つた国の思想が調和してできて
いる、併し一本の思想として徹底して
おらんということは言えると思うので
あります。右の考え方を必ずしも結び
付けてぎこちないものにしてしまつう
いう考え方もあるうかと思うのでありま
す。他方におきましては、非常に伸
縮性にとんだ制度がいい、といふこと
も、これはあり得ると思うのであります。
す。どちらがよろしいか、ぐらついて
おりましては、なかなかきめられない
問題であろう。その金平価といふもの
を一応きめておくが、併し一〇%の範
囲内ならば大体自主的なあれは認める
が、それ以上のものについては規制を
加えようというところに躊躇いて来て

いるのじやないかといふうに思つてゐるのであります。それから御承知の通り現在の状況におきましては、これは為替相場といふものは国家も一つのものをきめまして、それを固執いたしております。要するに何と申しますか、自由為替市場といふものを想定いたしまするようになりますれば、又非常に違つた形になつて来ると思うのであります。又自由為替市場でなくして、も、もつと一層自由な状態といふものが出て来れば、又違つた形も出て来るのではないか、それらのものはそういう情勢と睨み合はして考へるべきであつて、ただ實際としてこうであつたほうがいいとか、ああであつたほうがいいとかということにはなかへ行かない。やはりこれは将来はどういうふうに變るかも知れませんが、今の段階といふものはまだ、或る程度の考え方のほうがいいじやないだらうか、かような考えを持つております。

のですが、その範囲ですね、いろいろなアドヴァイスに混つて、国内のいろいろな政策に好意的にアドヴァイスしても、それが干渉みたいなことになつては困る。そういう点は十分しつかり考えておかなければならぬ。そういう点どういうふうに考えておられますか。やはり私が憂えるのは、何か今度の講和を機会にここに入るには有難いのであるけれども、いい加減な考えで行つてはいけないので、こういう経過から見ても、イギリスあたりでも、これはお読みになつたかも知れませんけれども、コールが書いているものは、現在、将来の二つを見ておるので、自分の国の経済的事情というものについて非常に深刻に考えておるのであります。

えたいたいと思いまして、たま／＼石田さんが答弁に当つてるので、石田さんを対象にしてそういうことを述べているのですけれども、政府としてもそういう点について十分考える必要があるのではないか、その点について伺いたい。外務省では湯川さんからもそういう点について、その加入に当つて一体どういふ心構えを以て加入を考えているのか、その点を併せて伺いたいと思います。

はうがいいだらうと思ひますし、併しそうではなくて、それが本当のルールなんだといふことになるならば、そういうルールを自分も守り、人にも守つてもらうと、いふことが大切なんではないかと思います。かように考えております。極めて抽象的なことに相成りますが、これは現実の問題を見て考へて、いつましても、本当にその国がちゃんととした経済的に見まして筋の通つたことをやつしているものについて、それが困るという場合と、それからして経済的に言つて減築苦労なことをやつしている、その減築苦労なことを補強するためいろいろ／＼な対外政策をやるという場合において、それが国際機関の上において障害になるというのでは場合が非常に違うのじやないか、やはり具体的にものを考えなければならんのじやないか、というふうにまあ一応考えておる次第であります。

通貨金融会議最終議定書には署名していませんが、本協定には署名していませんから加盟国ではありません。そのときの割当額は一応協定では十二億ドルとて協定に加盟いたしまして、その割当額は五億五千万ドルということになつております。

うが……切下げる自由を持つべきである。為替の切上げよりも切下げの自由を持つべきである。そういうことがまあ出て来るのでないかと思います。平価に関連いたしましては……併しながら今のはイギリスが平価を切下げたら、それで以てよくなるものかどうか、これは過去にも一回やりました。そのところは結局平価の切下げが自由に行われないから、イギリスの経済がうまく行かなかつたというふうな場合に結び付けるのは、少しどうだろうかというふうに感する次第でございます。

○政府委員(湯川盛夫君) 中国は金の一部のみを払込んでおりましたが、まだ平価もきめておりません。従つて基金の資金を利用できるという地位に今なつております。

○木村禎八郎君 そうしますと、あれですか。入つてはいるのですね。中国というとどつちの中国ですが。

○政府委員(湯川盛夫君) この基金の関係では国民政府の中国であります。

○木村禎八郎君 すると、加盟国になつてゐるのですか。はつきりなつていいのですか。

○政府委員(湯川盛夫君) 加盟国です。

○木村禎八郎君 じや相場のほうはどうですか。

○政府委員(石田正君) 購買力平価ですか。今資料を取りまとめておりますので……。

○委員長(平沼彌太郎君) ちょっと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) それでは速記を始めます。

○木内四郎君 今、日本電信電話公社法案及び日本電信電話公社法施行法案ですか、この二法案が電通委員会にかかるつているのですね。衆議院の修正を見ると、大蔵委員会としてもそのまま黙つて通すというわけに行かないと思

程度が一番適当でないか、そういったような意見を持つておつたのであります。併しながら政府の意見やなんかを聞いても、一遍にこれを短くするということはこの際考るものじやないか、或る程度据置期間を三年ぐらいにしておいていいと思う。こういう意見なども出まして、いろいろ折衝の結果その間をとつて二年間くらい、二年間いたしましても五年という据置期間を入れ

外資に関する法律の一部を改正する法律案の修正案について小林委員から御発言がありまして、木村委員からはその一点に対して又反対の御意見もありました。これに対して先ず小林委員よりの御発言のありました通りに、これを経済安定委員会に申入れることに御異議ございませんか。御異議のないかたは御挙手を願います。

うふうにしてやるかと、この御質問でございますが、この点につきましては、別途御審議を願うかと思うのであります。が、接収貴金属の処理に関する法案がございまして、接収貴金属全般につきまして、いわゆる権利を主張されるかたから報告を徵し、現実の報告を頂きました結果、処理をきめたいというふうに思つておるわけ

四十三億円というのは二百億円ではカバーできない、ということが先ず言えると思います。又この出資をいたしますにつきましては、日本銀行で買いました金、これを現地に輸送いたしまして、そうして改鑄をし、そうして出資をするというふうに相成るわけあります。この輸送関係及び改鑄関係等になります。

反はしてないといふに今の御説明では取れるのですね、併し将来もこういったよなことが起きると思うのですが、やはりなんですか、只今のように便法的措置で以てやつても、財政法的な解釈を大蔵省ではされておるのですか。

卷之三

されば、七年という長期間に亘つて出て行くということになるわけであります。そんな点から、二年間ぐらいのところが適当として、その辺に我々賛成したいと思うのであります。そうして又全会一致で經濟安定委員会に、大蔵委員会の意向としてお出し願えれば一番結構なんですがれども、根本的に不

○委員長(平沼彌太郎君) それでは多
数御賛成のようでございますから、外
資に関する法律の一部を改正する法律
案の修正案を、経済安定委員会に申入
れることにいたします。
それで本日の委員会は、午前は休
憩いたします。午後は一時半から始め
たいと思います。

で、この分につきましてはやはりういう措置がはつきりいたしました時期において睨み合わせてやるべきであろうかと、かように考えておる次第であります。なお具体的な内容がどうなるかといふ点につきましては、その接取貴金属一般に関するところの、大体の方向といふものもきまりました場合に

て済まさればこれに越したことはないと思いまして、そのためにいろいろと努力をいたしたのでございます。これは事情を申上げるとよろしいかと申上げるのでござりますが、二百億円といふ補正予算をやりましたのは去年の夏であつたかと思うのでござります。そこで時分に去年の八月の九日に当方が国

うとすれば、この際決を採られまして、多數意見として経済安定委員長へ御交渉願えれば幸いと存じます。さあもうお取計らい願いたいと思います。

○田村文吉君 前例があるかないか存じませんが、そういう申入れをするときには、少數意見として、こういう意見もあつたということを附加えるということは、形がおかしいのですか、差支えないのですか。委員会議といふものがあるのか、委員会の決議といふものによつて申入れをするという場合、少數意見のあつたというようなことを一體通告することは形がおかしいですか

午後二時十二分開会 ○委員長(平沼彌太郎君) 午前に引続いて大蔵委員会を再開いたします。国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について質疑を行います。

○油井賢太郎君 一点伺つておきたいのです。が、日銀から買入の金は、たゞ五千四百億円という帳簿価格で買入れになると思うのですが、将来予算措置をとるというのには、一体いつ頃どいう方法でおとりになるのか、その目的的の説明を願いたいのです。

○油井賢太郎君 これは第四条で五千四百万円というのを一応出すのは、予算措置とは差当つては関係がないとして、うふうになつておるけれども、実質的計算においては、この五千四百万円は相当の金高に換算されるわけですね、そすると最後の二百億円という去年の予算で以て決定した額よりは実質的差があるわけですが、その超過はどのくらいになるわけでありますか。

て出資をいたし、その金額が五百九十九億円で相成る次第でござります。百八十九億円で五千万ドルをやる、それから再びのうち五千四百万円余で以て十五万六百キロくらいの金を買いまして、この両者によりまして六千七百五十五ドルというものに合わせるようになります。それで、そういたしますとお金があるわけでありますが、その余つたお金を以ちまして輸送費、その他の出資關係の完了いたしますまでの費用に充たい。なおそのほかにこの全体の割額につきまして、円で現金払をしなればならん分がございます。この分先ほど申しました百八十億円から引

して加入いたしたいという申入れをいたしたのでございます。そのときの事情を申しますると、大体日本の持つておりまするところの米ドルの額と、それが四億二千万ドル見当であつたであります。そこで割当額が如何になりますようとも、この四千二百万ドルの一割、一割のほうが働きまして、その金ができるのではないだろうか、ような気持でおつたわけであります。それから昨年も暮にいろいろと話がんだん進んでおりました場合におきましても、なお且それで行けるのではないかどうかというような気持がござ

○委員長(平沼彌太郎君) どうですか

ありました点は十五トン六百を五千四百

は六千七百五十万ドルの相当額に相
あつ分でござります。二れを三百六

成
ました二十億円の範囲、十億円ちょ
とこなりますが、これをやる、二百

ましだし、そういうふうに見えて、
ので、本年度の予算を作ります場合

○田村文吉君　ないなら、僕は多数派
によって御決定を願いたい。
○委員長(平沼彌太郎君) それでは、

次
と今四百一円で買つておりますと
ろの時価との差額がそこに生じて來
わけであります。この差をいつどう

円で換算いたしますると、二百五十一億四千二百万円に相成るのであります。失礼いたしました二百四十三億

五 円の範囲ですべてをやりたい、これ
ま 本案の趣旨でござります。

的 が
は二百億を軽く超えてゐる。まことに参つてしまつたのであります。ところがその後の、それから結局二億

千ドルプラス六千二百五十五万ドルという数字が出て来たわけであります。それで入るか入らんかということになりましたして、止むを得ずこれは入つたほうがいいという判断で止むを得ずやりました措置であります。そういうことを繰返してやるべき筋合のものであるとは大蔵省としては毛頭考えておりません。とにかく法規に抵触しない限りにおいて新しく御承認を得まして、この御承認の下においてやるべきだと、かように考えておる次第でございます。

○油井賢太郎君 国際通貨基金

ましたが、次に三億円という最初の大

体計画であつたと思うのですが、それ

が二億五千万ドルに減らされたとい

うその事由ですね。これは国際復興開発

銀行のことについてお聞きしたいので

すが、これはどなたかそのほうの事由

をおわかりのかたがおられたら御説明

を願いたいと思います。

○政府委員(石田正君) 国際通貨基金

と国際復興銀行とは割当額につきまし

ては前者の割当額を以て後者の割当額

に対するということが好例になつておる

わけでありまして、従いまして国際通

貨基金との関係をどうきめるかとい

うことが、即ち両者の金額をどうきめる

かといふ結論に相成るのでございま

す。そこで今お話がありましたような

筋合のものでござります。なお三億ド

ルというようなこともございました

が、それがどうして二億五千万ドルに

相成ったかという点でございますが、

この国際通貨基金加入の場合における

ところの割当額の算式と申しますか、

そういうのが過去の例でございます。

○年頃においてどういうふうになつて

おつたかという数字を出します場合

におきましてもこれはなかなか言えないとい

うような事情があるわけでございま

す。ただ日本政府といましても先ほど申しま

しめたような工合に大体二億

五千万ドル乃至三億ドルに割当がきま

りましてもその二五%というものが出

て来るのではなく、結局保有しております

ますところの米ドルの一割というそち

らのほうが基礎になつて變りないので

はないか、そういうことであるならば

割当額は多いほうに越したことはない

じやないかという考え方もあるのであ

ります。この三億ドルが二億五千万ド

ルになりましたところの経緯につきま

してはこれは向うの国際通貨基金の委

員会なり、何なりの内部におきまして

いるの論議をかもしました結果そ

れは平たく申しまして買入れなら買入

れ、これと少し意味が違いますが、それ

で御説明申上げますと、日本ができます

自分の最高限度は、入つた初年度に

おきましては出資額であります金にお

けるところの出資額六千二百五十五万ド

ルを限度にいたすわけであります。な

お続けて日本が借りたいと思いまして

も毎年六千二百五十五万ドルといふ最

高額が規定されております。そしてそれ

は五年目で終るということになります。

要するに二億五千万ドル、プラス

六千二百五十五万ドル、それだけの金額

しか借りることができない。これは協

定になつて明文を以て規定しております。

従つてそれをどうしてこうな

うふたかということを申上げることは本

べき筋合のものでないと思うわけであ

ります。従つてそれをどうしてこうな

うふたかということを

つておられると思いますので、政府はもう少し詳しく説明される点があるのじやないかと思います。若し何んでしたら速記を止めて……。

○委員長(平沼潤太郎君) ちょっと速記を止めて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め
て下さい。

○油井賀太郎

になつたようですが、衆議院でも問題になつたと思いますが、只今石田さんからの話で或る程度はわかつたのですがけれども、この予算措置として実際二百億というものを二十六年度の予算にきめておいて、併し実際問題として国民に知らせるためにはこの五千四百万円で日銀の手持地金を帳簿価格で買う、買うこととはわかる、併しそれを海外に出してやる場合のいわゆる予算措置として国際開発銀行に二百億という枠内で以てそれに当てはめるために数字を合せたのであつて、実際的にはこれは相当の額になつた、今お話を聞くと全体で四十三億くらいの超過になると。そういつたようなものも明白にやはりすべき予算措置といふものは必要だと思うのですね。これはこういうことが便法的にこの法律で以て国会で承認すればどんなことでもできるのだということなら財政法なんかきめて置いても、この財政法も常に便宜的に変えられるのだということにもなつて来る、この点についての主計局長のほうの見解をもう少し明確にして頂きたいいふな気がしますが、衆議院における質疑応答等に関連してその点を御発表願いたいと思うのであります。

資の金の使い方であります、これが考え方だと思ふのでござりますが、勿論予算措置を講じて新しくおつしやるようになりますが、開発銀行への加盟は時期的に緊急を要するというので、補正予算に計上いたしました二百億円の枠内で六千二百万ドルの出資ができるようになっております。つまりこの金は今又はドルで出資されるものがあるわけでございますから、この二百億の金でアーメリカで金を買う、これも一つの行き方だらうと思いますが、この二百億の金の範囲内であつて、アーメリカで金を買入れて、そうしてこれを現送する、こういうことにいたしたわけでございます。そういうことにいたしましますにつきましてこの法律に当該の規定を置いておるわけでありまして、法律上は何ら差支えない、又予算上の上からもそういうふうな出資に必要な経費なんでありまして、そういう点は何ら差支えないというふうに私ども考えております。

それはこの前両院協議会でいわゆる地域給の場合なんかにも出たのですけれども、あの場合は僅か六億八千万円と、いういわゆる予算措置を參議院側で以て大体人事委員会であなたがたのほうに提出されると或る程度打合せをして、可能性があるんじやないかといって提案した件があつた。ところがいざというと政府側では予算措置がとれないから駄目なんだと、いうふうに、頭から予算措置一本槍で蹴つておる、一方においてはそういうふうに都合の悪いときは蹴りながら、こういつたような政府側の企図したようなときになると法案で以て自由自在にこうなつて行くというふうに思って来る。そういうふうに思われるのでは、将貴しないことでは甚だ国民に対する影響も面白くないんじやないか、そういうふうに思われるのであります。将来もやはり必要に応じては臨時措置法でどん／＼やって行けるということにもなつて来る、その点はどういう御見解をとられますか。

言いますれば、ドルであろうと金であるうと、一種の現物出資みたいなものになる値段で円が買うかという問題として考えて頂けばこの問題は解決できるんじやないかと、私はそう思います。

○油井賛太郎君 それでは先ほどの問題に関連するんですが、予算措置というものが絶対的のものではないんだ、やはりでくるだけやり繕いのつく範囲においては必ずしも一遍きめた予算において予算措置が講ぜられるというような場合には便法も講じられるんだ、こういうふうな一つの原則的なものにならぬんですが、そういうふうに了解して置いてよろしいかどうか。

○政府委員(河野一之君) そういうう原則的なものと言われましても如何かと思われますが、二百億という出資の金の使い方でありますて、これを外為でドルで買うものもあれば、或いは日本銀行の金で買うものもあるということです、日本の円にいたしますれば二百億円ということで国会の承認を経ておるのでありますて、これを六千二百五十万ドルの金を調達する上においてそいつたような方法によつて調達すると、いうことは、これは本法に書いてある限り許されてよいことであると思います。金をどういう値段で買うかということは四条の二項に規定するところでありますて、勿論アメリカとの換算で買えは一ドル三百六十円になるのであります、日本の金でありますならばこれは大藏大臣が言つたような値段で買うことができる、従つて二百億の範用もござりまする。

○政府委員(石田正君) 速記をとめて今のが關係につきまして、ちよつと補足させて頂けましょか。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めます。

○木村謙八郎君 今の問題とまあ関連するのですが、第四条ですね。第四条に即して説明して頂きたいのですが、特にその中で、「別に法律で定めるところにより、処理する」と、この差額ですね。この別の法律というのはいつ出来るのか、それを詳しく説明して下さい。

この四条について、これを実際問題に即して説明して頂きたいのです。ほかの人はわかっているか知らんが、僕はまだよくわからないのですから。殊に四条の二項の……。

○政府委員(石田正君) 四条の一項は、先ほど申しましたように十五トン六百の金を帳簿価格で五千四百万円で買上げることでござります。併しながら、この十五トン六百というものを今金の買入れ価格、即ち一グラムにつき四百一円という数字を以て計上いたしますするならば……。

○木村謙八郎君 この四百一円というのは、金管理法第六条によるわけですか。

○政府委員(石田正君) さようですが、要するに一オンス三十五ドルということを基準にいたしまして計算をいたしますと、四百一円という数字が出て来るのですから。そつ数字

で勘定をいたしますると、六十二億五千五百六十万円という数字が出て来るわけです。そこで、その何と申しますか、今の時価で日本政府が買入れるとするならば、六十五億の金を出さなければならぬ。それを五千四百万円で買うということは、これは正常な方法ではないと思います。これは一般の人からそういうようなことで買上げると、ということはどうかという点が私はあるうかと思います。如何に予算を執行するためとは言いながら、そういうことを一般人に対してもうることはどうであろうかという点があらうかと思います。ただ日本銀行については、そういうことをやつても実質的に悪くないのではないかという点があるのです。ということは、仮に日本政府が日本銀行の持つておられます貨幣準備の金を評価換えをする。その場合におけるところの再評価益といふものは、日本銀行に帰属すべきものではなくして、これは国家にるべきものである。こういうふうに我々は基本問題として考えるのであります。そういたしまするならば、これは将来取るべきものを取らずに置くといいますか、取る元をその分だけ貸すと、こういうふうにも考えられる。そこで将来これは法律によりまして、再評価といふようなことが実現いたしまするならば、その場合において、全部評価益をとると同時に、この差額を返してやるというような方法も考えられる。その額だけ引きましまるところの再評価益を国庫へ納付せしむるという方法も考えられると思います。これはそのときの事情によつてきらもう一点、これは先ほど申上げたと

思いますが、接收されたところの金の中にこれが入つておるわけあります。日本銀行に百トンございます。従いまして、十五トンというものはどんなことをしても日本銀行のものとして残るということははつきりしております。併しながら全体の金がどうなるかということとの関連も又見なければならんと思ひます。そのところを睨み合せて一々法律を以て規定すべきものであると思ひますが、実体価格としてかくのごとくなつておるわけで、そのけじめといふものは法律を以てちゃんときめべきものである、かような考え方に基きまして、一項だけでなく、二項も存置いたしておるのであります。

○木村禪八郎君 わかりましたが、「別に法律に定めるところにより」というのは、今お話のように、直ぐこれと同時に法律を出すというわけではなく、日銀の評価換とか、そういう金の再評価があつたような場合の納付金として納めさせる、或いはそれを買入れる、そういう措置のことを言つておるわけであります。

○政府委員(石田正吾) お話の通りでござります。接收貴金属の処理が今直ちにつくものであるならば、この法案の中に盛り込んでも、又同時並行的に出していいのでございますが、接收された貴金属につきまして、どこから持つて来たのもわからない状況でございまして、それを確かめるために相当の時日を要するのであります。それまでは待たざるを得ないわけであります。そういうところにこの項の規定の原因があるわけでございます。

○木村禪八郎君 そうしますと、これは五千四百万円で買うということになります。

○政府委員(石田正君) これは現在日本銀行の帳簿価格は二百九十九ミリグラムに於て一円ということに相成つております。これをグラムにいたしますと、一グラムは三円四十五銭というふうに相成つております。従いまして、一グラム四百一円と、それからして三円四十五銭との差額というものをどう處理するかという問題が残る、そういうわけでございます。

○木村謙八郎君 そうしますと、日銀の保有金の再評価はいくらでやるつむりか。いつ頃やるのですか。

○政府委員(石田正君) これは先ほど申しましたように、接收貴金属の問題が片付きました後に行なうということにして相成ると思うわけであります。そのときの情勢によりまして變つて來るのでござりますが、今のような状況であるならば、これはやはり四百一円といふものを基準とすべきである、かようう考えておる次第でございます。

○木村謙八郎君 そうしますと、アメリカの一オンス三十五ドルですね。この割合、それに関連して聞きたいんでですが、この基金のはうの最近の金に対する政策が大分變つて來ているようですが、最近では非貨幣用金についてはどういふふうな方針をとつて行くのか、非常に野放しのような政策をとつて、非貨幣用金が退散されて世界的にこれが相当大きな問題になつておる。この間新聞にも出ておりましたが、政府は今後金の問題についてはどういふふうにしておきたいのです。非貨幣用金についてどういふうにして行くのか。

○政府委員(石田正君) これは先般

ちよつと申上げたのでござりますが、
国際通貨基金は設立以来、貨幣用の金とそれからして産業用の金も区別いたしませんで、そうして平価を基準として一%の範囲内において許すというふうになつておつたのです。ところが昨年たしか九月頃であつたと思うのですが、そういうことはなかへうまく行かないという批判が起つて参つたのであります。その理由とするところは、若しそれを固執しておるならば、産金量といふものが非常に減つて来るということに伴いまして、結局貨幣用の金が貨幣用に流れないので、皆産業用に行つてしまふということに相成ります。と、国際通貨基金は純然たる金本位ではありませんけれども、国際決済用としての金といふものが少くなつてゆります。それからもう一つは、ゆる闇の金の價段といふものが非常に高くなりまして、そうして貨幣用の金と、或いは死蔵用或いは産業用等の価格との差異といふものが非常に多くなる、これは好ましくないのではないかということで、むしろ実際にして貨幣用の金、産業用の金というのを分けて、別の価格を設定するのをいたしたのであります。それにせきまして、いろいろの国におきまして二本建のやり方をとつておるのであります。この実情を申上げますと、非常に議をいたしたのであります。それにせきまして、いろいろのものが複数で、業用の金について特別価格を設定することについて文句を言わないというふうるためによいであらう、こうして判断に基きまして、国際通貨基金が

さいますが、一つの大きな効果をいたしましたが、非常に闇の金が高かつたのが下つて來た。要するに貨幣用の金と産業用の金が、鞘寄せと申しますか、そういう傾向が現われておると思います。それから又各国の通貨政策によることでございまして、各国の通貨政策がうまく行かないで、インフレということになると、自然金の価格が上つて来る。或いは死蔵用が殖えて来る。その最も端的なものがフランスでございまして、フランスなんかは相当高い値段になりまして、よその国の産業用の金にも影響を及ぼす事情でございましたが、ビネー内閣が成立して、フランスに対するところの信用が回復するに伴いまして、フランスにおけるところの闇の金の値段というものが、相当下つて参りました。そうして現在では世界を通じましてだん／＼下るという傾向にあるのです。そこで、日本はどうするかという問題が起つて来るわけですが、私たちの端的な考え方を言いますと、一オーンス三十五ドルというのは、現実問題として何としても動かせない事実でございますが、それについては反省の余地があるのではないか。而も国際通貨基金に入ると、これは大局的に、先ほど申しましたような利益のために入るのであるけれども、その枠の中において自由が認められるならば、お互いに実情に即したところの政策がとられるべきである、かように考えまして、今回日本政府におきましても、貨幣用業者が消費者に売る場合は別の価格で金の金としては相変わらず一円で参りますが、それ以外については、四百一円で買つたものを産金業者に返して、産金業者が消費者に売る場合は別に価格で決まる場合もあつたのです。

売る、さように考えております。なおその場合においても、各国におけるところの闇の金の値段というものを考えに入れなければならんのでありますて、闇金とか、産業用金とか、それは馬鹿に離れて日本ばかりが高いということは好ましくない。又ほどんどのところにおいては四百一円より高いところに設定するのがよいだろう、かように考えております。なお将来の方策はどうなるかということでありますから、これはどうも国際基金加入各国があの決議を履行するかどうかわからん問題でござります。将来におきまして、今までの状況から申しますと、産業用乃至闇の金価格が下つておるわけであります。又いつ上るかもわからない。そういう点に考慮して、今将来一貫した方策の考え方があるということをここで申上げるのはむずかしい段階である、かのように考えます。そのときへいにおいてやはり日本が通貨価値をどうするかということになりますけれども、産業用の利益ということも或る程度考みて行きますと、何と申しますか、或る意味において妥協でありますか、しつくり行かんという点もありますが、そうするのか実情に即したゆえんであるとかように考えておるのであります。

段で買えないじやないか。インチキな評価をするということになると、四百円で買わなければならんということになる。なか／＼非貨幣用のようにならぬといじやないか。そう思ふのです。が、その点。

○政府委員(石田正君) 金が大切でありますということと、それから日本の産業の実態が各国に比べて劣位にある、この矛盾をどう解かなければならんか、という問題であります。而もこの矛頭は、というものはます／＼深化して行く傾向にある。そこに我々の苦心がある。それから産力量の問題から申しまして、六トンかそこらかどれない。それをドルに換算すれば、六百万ドルしかならない。そういう実態も併せ老練なればなりませんから、ここでさつきりした政策を立てるということは残念ながらむづかしいと思ひます。

○木村禪八郎君 この再評価ですね、四百一円で再評価するということは、これは何が貨幣法を又変える必要があるのですか。いわゆる平価の切下げですね。貨幣法、金幾らを以て円とする、その改訂が起ることになりますか。

○政府委員(石田正君) 貨幣法は古法律でございまして、昔のままそのままで手を付けずにおるのであります。正面再評価の問題につきましては、貨幣法をいじらずして再評価をした例、あります。今の帳簿価格も貨幣法を、じらずして再評価をいたしましたとの帳簿価格になつております。従いまして、今貨幣法をいじるという意思ございませんし、もう少し模様を見

行かざるを得ないのであります。今の情勢で推移いたしますれば、やはり貨幣法をいじらずに、前と同じように別途再評価という法律が出るという公算が多いのではないかと思うのであります。

○木村禪八郎君 それは御意見わかるのですが、この国際通貨基金加入を機会として、金の再評価が起つたり、そういう問題が起つて来るので、やはりこれは日本の通貨、今度はドルだけではなく、金によるということになつて来るわけですね。間接的でしよう。そこでやはり日本の貨幣制度、そういうものに対する又再検討をここでするべきがあるのであるのじやないか、そういう時期に政策、そういう、どうせまあ金為替本位的なものでしようけれども、これについて何ら貨幣法自身も法律でこれを変えないでやるということも一応理解つくのですけれども、何だからそのところが非常に変じやないかと思うのですね。今のお話で一グラム三円四十五銭と四百一円、こういう開きが出来ているわけです。これはやっぱり当分このままこんな調子で一応進めて行く、根本的にこの際日本の貨幣制度について大蔵省として考えるということはしてない、そういう状態なんですか。

○政府委員(石田正義) 御承知の通りに日本は独立になりましてからまだ日も短いのでござりますけれども、国際経済に自由に自主的にやりますにつきましても、まだ実際問題としてはかくに時を以てしなければならん事情であります。そういう際に早々といたしまして貨幣制度をどうするとい

うようなことを申しますのは、むしろどうかと思うであります。この点は将来研究を要する問題でありますので、今結論を下すのは少し早過ぎるのじやないかと思つております。それからなおこの国際通貨基金に加入するにつきまして、貨幣法の改正を至急しなければ加入できないかどうかといふ点につきましては、我々は研究をいたしまして、又国際通貨基金とも、通貨基金に内々当つて見ましても、しないでもいいであらう、こういう見通しもつきましたので、今回いたしましたことは加入することにいたしたい、かようを考える次第であります。

でござります。これは今度の問題、その他に聞しましても或いは相当の変革があるのではなかろうかということを、我々は考へざるを得ない。そういう情勢を見極めずして日本の情勢だけでああだこうだと考へるのはいかんことを、今やつてないから、やつてない弁明とてそういう御答弁をせられるかと思ひます、が併しこれは何かやはり重要な問題として研究されなければいかんのじやないか。又そういう研究をされた場合に何か……。それからですね、これがもうどなたが質問されたかも知れませんが、今後通貨基金としては矛盾した性格を持つておるわけですが、為替取引のほうは自由にして行く、ところが平価や取引相場のほうは嚴格にして行く、こういうようなちよつと矛盾した性格があると思うのです。今後やはり基金としては為替取引はだん／＼自由にして行くというような方向に行くのじやないか。この点は為替管理との調整の問題、これはまあどういうように考えて行くか、この点について十分に研究用意がなくて、不用意に入る場合にあとで問題が起ると思うのですが、この点についてどういうお考へをして、そうして撤廃することを期するを持っておられるか。

いうのが国際通貨基金の理想であることは間違いないのです。併しながら理想と現実とは必ずしも一致しないのでございまして、通貨基金といったしましては、戦後の過渡期について五

○政府委員(石田正君) 我々は否決されませんか。若しかこの法案が通ると、二項のほうの法律が仮に否決されたらどうします。

管理を認めるというようにしておりますが、実際問題といたしまして、為替管理を撤廃し得ない事情にござります。従いましてすでに期限が来ておりまするどこの國も、まあカナダ、その他の一、二の例外はございますが、大部分の國が依然為替管理を続けておる実情でございます。日本の場合におきましても、これは為替管理を撤廃し得ないということは明らかな事実だと思ひます。この点につきましては、そもそも日本が為替管理に国際通貨基金当局と打合せの上できてるのでありまして、これはその点におきまして、何と申しますか、先ほど御指摘の自主性が失われて困るということは万々ないものと思つております。

わたしより法を出したいたいと思つておるのでございますが、まだ否決されるような法案を出してどうなるかといふことは残念ながら考えておりませんので、御了承願いたいと思います。
○木村謹八郎君 それは僕はおかしいと思うのだ。この法案が通るよう情勢なら同時に出すべきじゃないかと思ひます。若しそれが別々に出て来ると、いうところに僕はあるがいると思うのですけれども、どうなんですか。

○政府委員(石田正君) 大体法律はどいうよう方向で書かれているかといふ内容は今申上げたつもりでござります。具体的にはいつ、どういう形で出すかということにつきましては、まだ撃取貴金属のほうの処理も報告をとる法案は審議が終つておりますんが、

○木村禪八郎君 最後に先ほどの四条二項のほうはこれはいつ頃、この次の国会あたり三。

な状況でございますから、相当の時日を要すると思いまするので、我々といへば、寺内二、三ヶ月は

○政府委員(石田正君) これは成るべく早く出すべきが至当だと思います

たしましては、時期といたしましては、もう少し御勘弁を願いたいという趣旨でございます。

が、接收貴金属の問題につきましても
非常にごたくいたしておりまして、
相当の長い時日を要しなければつき

○小林政夫君 大分大きい問題が済んだので、国際通貨基金協定の第五条の第三号b)ですね、「加盟国は、基金の

りしないのじやないかと思つて心配いたしております。それが済んでからと、あこまでまどろみの、次の用事

許可がなければ、先物為替取引のための用意として保有する通貨を取得するにあたる資金を借用する。

困難だと思います。できるだけ早くや

ために基金の資金を用意する」とかで
きない。」この運用……。

○木村福八郎君 別々に出て来る……、
りたいというのが我々の希望でござい
ます。

資金の供与をしようというのが目的でございます。併しながらそれを利用い

たしまして、そうして本当に必要であるかどうかということがわからないものやるのをやるということは避けようということにならなくてはなりません。逆に、そこで

ますと、そうすると買戻さなければ
ならない規定をするときに、どういう
算定方式を用いるかということがここ
にあるわけでございますが、その場合
にここのこところで基金から自国通貨を
買戻すに当つては、自国の通貨準備の

○政府委員(石田正君) これは加盟国がいろいろと外貨準備等が足りませんために、基金から資金供与を受けます、そういう場合には、これを基金とは……。

為替取引というのを要するに予約でございます。予約の内容につきましては、実は本当に不明確なものが多いでござります。従いましてそういうものにつきましては原則としてはそういうことはできないのだということが謳つてあるわけであります。そういいたしませんと、こういう条文がありませ

うちからその年度内に自国通貨保有額の半額と申しますのは、基金について平たい言葉で申しますれば借金した額、借金した額の半額と、それからして自分の通貨準備が殖えましたところの半額と、これを半分合せたもので買取りなさい、それからして、それが前段の場合でございまして、併し貿つたものの中からして、その通貨額のほうの準備のほうが減つておれば、減つて、この二つ、そこへ、資金でヨーロッパ

いうものの性格といったしまして、**経常取引**に関して供与するものであるといふことを原則としておるわけであります。基金といいたしまして、資金を供与するのに資本取引ではなくして、普通の取引である**経常取引**のために供与する建前になつておるわけであります。そこでそういうことでやるわけでありますが、実際問題といたしまして、或る国の**国際收支**の中には必ず資本的の取引が行つております。

んと、現物、先物、双方合せてどかつと持つて行く、何だかわからんということでは困るという趣旨がここに譲られておるのであります。

たものの中からして、その通貨額のほうの準備のほうが減つておれば、減つたものだけ、平たい言葉で申しますれば、或る年度におきまして通貨基金から資金の供与を受けたならば、その半額は原則として賃戻しなさい、併しその場合においてなお自国の通貨準備といふものが殖えておる、外貨準備が殖

たものの中からして、その通貨額のほうの準備のほうが減つておれば、減つたものだけ、平たい言葉で申しますれば、或る年度におきまして通貨基金から資金の供与を受けたならば、その半額は原則として買戻しなさい、併しその場合においてなお自国の通貨準備といふものが残えておる、外貨準備が残えておるならば、残えた分の半額だけ買戻しを殖やしなさい、通貨準備が減つておるならばその半額だけ減らしなますか、実際問題といたしまして、或る国の中には必ず資本的の取引が行われるわけであります。それをおとと以前で定めることはなか／＼むずかしいのであります。そこであとで事務的に調べて見て、各國の國際收支の中で一体資本的な取引はどうなのかなことなどをとでちゃんとネットを調べました場合に、そのために使われたと、いろいろなことであつてはいけないぞというののが、この規定の趣旨であ

○政府委員(石田正君) これは国際通貨基金を無制限に利用させては困るといふことが根本になつておるわけで、国際通貨基金に対しましては、通

買戻しを殖やしなさい、通貨準備が減つておるならばその半額だけ減らしなさい、こういう規定だと思います。なぜこの規定を設けたかと言いますと、これは基金協定を作るに当たりまして、各国が話し合った結果であるだけでございまして、私たちいたしましては、どういうところから出たかという

えておるならば、殖えた分の半額だけ貰戻しを殖やしなさい、通貨準備が減つておるならばその半額だけ減らしなさい、こういう規定だと思います。なぜこの規定を設けたかと言いますと、これは基金協定を作るに当りまして、各国が話し合った結果であるだけでございまして、私たちいたしましては、どういうところから出たかということは、ちよつと申上げかねるわけであります。

○木村禪八郎君 ちよつと技術的なことについて……。今金の国内の相場は幾らくらいですか。

○政府委員(石田正君) これは我々としましては四百一円なり、四百四円を

調べました場合に、そのためにはわれたというふなことであつてはいけないぞというのが、この規定の趣旨であろうと解するのであります。

す。そのときに金をまあ平たい言葉で申して借りた、借りながら外貨準備が貯えておるとか、こういうふうなことでは困るのではないか。そこでこの第七項におきまして、その基金のほうか

ことは、ちょっと申上げかねるわけであります。
○小林政夫君 どういうわけで出たか
ということを聞きたかつたわけであります。それでは次の第六条の第一項の
(a)、これの原文を見て純計した基金の
資金を利用することとなつておるので
すが、純計したことなどない、ネットとい

○政府委員(石田正君) これは我々としましては四百一円なり、四百四円を基準とした相場があるべきだと思いまですが、ただ闇取引の点をお聞きになつておるのだろうと思ひます。闇取引の点につきましては、これは五百円台ではないかという説もござります。六百円台というのもございますし、これ

のであります。そういう点から見て
も、将来政府においては予算措置とい
うことを余り限定せずに、必要に応じ
ては臨機の処置をとるということも将
来において考へてもいいことだと思
うのであります。

長に御一任を願います。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

黒田英雄
瀧淵春次
岡崎眞一
田村文吉
小林政夫
西川甚五郎
油井賢太郎
森八三一

加盟の点でありまするが、現在は成るほど日本の状態から申しますと、いうと、今すぐ借入するということは困難かも知れませんが、将来必要に応じて或る程度の借入が順になされると、ことの準備をしておくというのは必要だと思うであります。その借入につ

きましては、本当に日本の産業の発展のために役立つような事業にこの開発銀行の融資というものを活用するとい

本日の委員会はこれを以て閉会いたします。

午後三時二十七分散会

うことを念頭に置いて、できるだけ将来の日本産業開発のために資すような意味から、その場に当つてではなく、今からよく検討されるということを持ち附加えて置いて賛成したいと思います。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めて差支えございませんか。

○委員長(平沼昭太郎君) 御審議がな
いものと認めます。それではこれより
採決に入ります。国際通貨基金及び国
際復興開発銀行への加盟に伴う措置に
関する法律案を原案通り可決すること
に御賛成のかたの御挙手をお願いいた
します。

○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

昭和二十七年七月二十八日印刷

昭和二十七年七月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷庄